

徳島県告示第五百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和六年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称		区 域		面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
						指定区分	指 定 目 的
中津峰鳥獣保護区特別保護地区	徳島市多家良町の市道中津・宮谷線の如意輪寺第三駐車場前を起点とし、同所から稜線を北東に進み市道中津峯・中津線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み如意輪寺仁王門に至り、同所から如意輪寺表参道を南及び南西に進み林道婆羅尾線との交点に至り、同所から同林道を南に進み如意輪寺第一駐車場に至り、同所から作業道を南に約一〇〇メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を約一〇〇メートル進み金谷川左岸との交点に至り、同所から稜線を南西に進み官行造林地の防火線との交点に至り、同所から同防火線を北に進み市道中津峯西線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中津・宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域			二二ヘクタール	令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、スギ及びカシ類を中心とする大径木を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。
大神子鳥獣保護区特別保護地区	徳島市大原町の市道籠東線の打樋川樋門橋南詰を起点とし、同所から勝浦川右岸を東に進み大崎突端に至り、同所から大神子海岸及び小神子海岸を南に進み根井鼻の徳島市と小松島市との境界線			一八六ヘクタール	同	同	この区域は、鳥類の生息に適した照葉樹林を有し、市街地近郊において良好な鳥獣の生息地を確保することから、

	あいあいら んど鳥獣保 護区特別保 護地区		との交点に至り、同所から同境界線を西に進み芝 山山頂に至り、同所から稜線を北に進み市道大神 子本線を経て標高一三八メートルの地点に至り、 同所から稜線を北西に約五〇〇メートル進み稜線 との交点に至り、同所から同稜線を北に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域
黒滝山鳥獣 保護区特別 保護地区	那賀郡那賀町掛盤の名古ノ瀬橋を起点とし、同 所から泉谷川を北東に進み第二泉谷川との交点に 至り、同所から泉谷を南東に進み林道木頭名寺内 線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み 町道黒滝寺線との交点に至り、同所から同町道を 北西に進み黒滝寺に至り、同所から通称赤滝との 見通し線を南西に進み同滝に至り、同所から谷を 南西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から 同川を北及び西に進み起点に至る線で囲まれた一 円の区域	一円の区域	
	五〇ヘク タール	五〇ヘク タール	
	同	同	
	同	森林鳥獣生息地	
同	この区域は、鳥獣の生息に 適した岩石地及び広葉樹林を 有し、多様な鳥獣の生息に適 していることから、特別保護 地区に指定し、当該区域に生 息する鳥獣の良好な生息地の 確保を図る。	特別保護地区に指定し、当該 区域に生息する鳥獣の良好な 生息地の確保を図る。	

大滝山鳥獣保護区特別保護地区	美馬市脇町字西大谷の徳島県と香川県との境界線と県道穴吹塩江線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み二等三角点大滝山（標高九四三・二メートル）から南東へ派生する稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八ヘクタール	同	同	この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。
箸蔵鳥獣保護区特別保護地区	三好市池田町州津の蔵谷橋を起点とし、同所から蔵谷を北に進み三好市と三好郡東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み西谷川との交点に至り、同所から同川を南に進みＪＲ土讃線との交点に至り、同所から同線を西に進み県道観音寺池田線赤鳥居橋との交点に至り、同所から同県道を西及び北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一六〇ヘクタール	同	同	この区域は、鳥類の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類の良好な生息地の確保を図る。
竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区	三好市西祖谷山村下名の山風呂谷と松尾川との交点を起点とし、同所から同川を北西に進み東沖谷との交点に至り、同所から同川を北東に約一三〇メートル進みつり橋に至り、同所から稜線を南東に進み四等三角点竜ヶ岳（標高一、一六二・九メートル）に至り、同所から稜線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一〇〇ヘクタール	同	同	この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。